

感染防止策 [本所利用編]

静岡県立焼津青少年の家

1. 所が実施すること

- ①関係機関から最新情報の収集に努め、感染予防、感染防止に細心の注意を払います。
- ②入退所式・オリエンテーションについては、できるだけ短時間でを行う工夫をしていきます。
- ③1日に2度、不特定多数が触れる館内の箇所を消毒します。
- ④利用者の手指消毒用として館内玄関とレストラン入り口、計3カ所に消毒液を設置します。
- ⑤ドアノブや水道水洗レバーなどは握らなくてもよいレバー等に取り替えるなど、頻度接触部位について注意を払い、対応をしていきます。
- ⑥感染防止を徹底するため利用者把握の観点から、条例の規定に基づき使用の承認を受けられた方以外の施設への立ち入りを制限します。

2. 利用団体をお願いすること

- ①入所1週間前より発熱、風邪症状の有無等について健康チェックを行い、利用者の健康状態を把握し、入所前に所員に報告をしてください。入所前1週間の間に、本人や御家族の体調不良が確認できた場合は、御利用を控えていただきます。利用日に帯同するカメラマンや保護者等の健康状態の把握もお願いします。
- ②入所中は、参加者の健康状態の把握をお願いします。夕食後と朝のつどいの前に利用者の健康観察の結果を所員に報告していただきます。検温のための体温計は、団体でご用意ください。
- ③入所中は、参加者に対してのマスクの着用、手洗い・うがいの徹底をお願いします。また必要に応じ、活動前後には手指の消毒を行ってください。
- ④本所にも手指の消毒液を用意しておりますが、利用団体様による消毒液等の持参をお願いします。
- ⑤ゴミの持ち帰りをお願いします。本所ではゴミの回収を行いませんので、朝の清掃はできません。汚れたティッシュ等のゴミの回収については、利用団体の持参したマスクや手袋を着用し、ビニール袋に入れて密閉し縛るようにしてください。またマスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手洗いを徹底してください。
- ⑥研修室等利用後は、利用者が触れた箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、マイク等）を利用団体指導者に消毒していただきます。活動後にそのための時間が必要になることを了承願います。その際の消毒液とペーパータオルは本所で用意します。